

『障害者関係の法改正と障害者の支援』

～障害者総合支援法・障害者虐待防止法と障害者の支援における社会福祉士の役割～

障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の成立、そして4月からの施行など、障害者をめぐる環境は大きな変革の時期を迎えています。その中で、一人一人の権利を擁護し、自立を支援していくには社会福祉士として何が求められるのでしょうか。

今回は「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」の二つの法律のポイントの解説と合わせて、障害者虐待の事例検討を行い、社会福祉士の求められる役割を理解し、障害者支援の実践力の向上を目的として研修を実施します。

- 《日時》 平成25年3月17日（日） 9：15～16：00
- 《場所》 とちぎ福祉プラザ 2階第1研修室
(住所：宇都宮市若草1-10-6 電話：028-600-1725)
- 《対象者》 栃木県社会福祉士会会員（特に障害者の相談・支援を行っている者）
または、研修テーマに興味・関心のある方
- 《参加費》 会員1,000円 非会員 2,000円
- 《主催》 栃木県社会福祉士会研修委員会
- 《日程》 9：00～ 受付
9：15～ 開会・日程説明等オリエンテーション
9：20～「障害者自立支援法から障害者総合支援法へ」
講師：松永 千恵子先生（国際医療福祉大学）
(途中休憩15分)
11：00～ 質疑応答
11：15～ 「障害者虐待防止法について」
講師：松永 千恵子先生（国際医療福祉大学）
12：00～ 休憩
13：00～ 障害者困難事例発表
事例報告：長 秀紀 氏（愛光園 足利障害者相談支援センター）
13：30～ 事例検討課題提示
13：45～ 障害者困難事例検討会（グループワーク）
(途中休憩は各グループごと)
15：00～ グループ発表
15：30～ 講評・まとめ 質疑応答
16：00 終了
- 《申し込み》 「参加申込書」に必要事項をご記入の上、下記宛先まで、FAXまたは、郵送

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
とちぎソーシャルケアサービス共同事務所 社会福祉士会 宛
電話：028-600-1725 FAX：028-600-1730

※旧生涯研修制度「共通研修課程4単位」が取得できます。

『障害者関係の法改正と障害者の支援』研修会 参加申込書 3.17

フリガナ		年齢	職種		経験年数
氏名		歳	勤務先		年
連絡先					
社会福祉士会員	会員	非会員	(どちらかに○をつけてください)		